

令和4年7月6日に公表した「国道4 1号黒崎電線共同溝P F I事業 実施方針及び要求水準書（案）」に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁数	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
1	実施方針	11	第2章	6	(3)	設計企業の参加資格要件	イ ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成24年度以降公示日まで完了した業務（再委託による業務としての実績は含まない）とする。	イ ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人 <u>(注4)</u> 又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成24年度以降公示日まで完了した業務（再委託による業務としての実績は含まない）とする。
2	実施方針	16	第2章	6	(6)	維持管理企業の参加資格要件	但し、点検業務のみを実施する者は次のア（ア）及び <u>(イ)</u> とイ（ア）の要件を、台帳作成・管理業務のみを実施する者は次のア（ア） <u>、</u> 及びイ（イ）の要件を、補修業務のみを実施する者は次のア <u>(ウ)</u> 及びイ（ウ）の要件を満たせば良いものとする。 （中略） ア 次の（ア） <u>から (ウ) まで</u> の要件を満たさなければならない。 （中略） <u>(イ)北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における道路構造物の保守点検業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）</u> <u>(ウ)北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和3・4年度一般競争参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕」の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）</u>	但し、点検業務のみを実施する者は次のア（ア）及びイ（ア）の要件を、台帳作成・管理業務のみを実施する者は次のア（ア）及びイ（イ）の要件を、補修業務のみを実施する者は次のア <u>(イ)</u> 及びイ（ウ）の要件を満たせば良いものとする。 （中略） ア 次の（ア） <u>及び (イ)</u> の要件を満たさなければならない。 （中略） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">※(イ)を削除の上、以降繰り上げ。</div> <u>(イ)北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和3・4年度一般競争参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕」の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）</u>
4	実施方針	19	第4章	2	(2)	解体撤去・復旧・移設対象施設	なお、歩道（舗装）及び照明は全て解体撤去・復旧するものとする。	なお、 <u>車道（舗装）上り・下り各1車線</u> 、歩道（舗装）及び照明は全て解体撤去・復旧するものとする。

No.	資料名	頁数	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
5	実施方針	26	別紙1			事業対象位置図	起点 富山市蜷川地先 終点 富山市黒崎地先	起点 富山県 富山市蜷川地先 終点 富山県 富山市黒崎地先
6	実施方針	27	別紙2-1			事業対象区域図 (設計業務・工事業務)	起点 富山市蜷川地先 終点 富山市黒崎地先	起点 富山県 富山市蜷川地先 終点 富山県 富山市黒崎地先 ※事業対象区域を示す「車道（舗装）上り・下り各1車線」の着色を明瞭にする
7	実施方針	28	別紙2-2			事業対象区域図 (維持管理業務)	起点 富山市蜷川地先 終点 富山市黒崎地先	起点 富山県 富山市蜷川地先 終点 富山県 富山市黒崎地先
8	要求水準書（案）	5	第1章	13	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	なお、車道（舗装）、歩道（舗装）及び照明は全て解体撤去・復旧するものとする。	なお、車道（舗装） 上り・下り各1車線 、歩道（舗装）及び照明は全て解体撤去・復旧するものとする。
9	要求水準書（案）	8	第2章	1	(6)	設計図書の提出	<p>ウ 土工数量は、マスクープの作成及び作業形態別の数量まで算出するものとする。</p> <p>エ 設計図面の作成方法は、「CAD製図基準（案）平成29年3月」に準拠して行うものとする。</p> <p>オ とりまとめた数量集計表は、数量計算書に含めて提出すると共にエクセル（Excel2016形式以下のもの）で保存登録したものを提出するものとする。また、数量計算書等には、詳細設計数量計算に基づき、工種別内訳表及び内訳明細書を示した事業費内訳書を含めること。</p> <p>カ 数量集計表の様式については、国土技術政策総合研究所ホームページ「工事関連の様式集－土木工事数量算出要領・数量集計表」に掲載されているのでそれを活用すること。</p> <p>キ 建設副産物対策は、設計及び解析業務委託共通仕様書第1209条（設計業務の条件）の9に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書（建設リサイクルガイドラインによる。）を作成するものとする。</p> <p>ク 公開用成果品の作成にあたっては、北陸地方整備局との協議に基づき、不開示情報のマスクング等の措置を行うこと。なお、「紙」による報告書の提出は、北陸地方整備局と協議のうえ、決定する。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ※ウを削除の上、以降繰り上げ。 </div> <p>ウ 設計図面の作成方法は、「CAD製図基準（案）平成29年3月」に準拠して行うものとする。</p> <p>エ とりまとめた数量集計表は、数量計算書に含めて提出すると共にエクセル（Excel2016形式以下のもの）で保存登録したものを提出するものとする。また、数量計算書等には、詳細設計数量計算に基づき、工種別内訳表及び内訳明細書を示した事業費内訳書を含めること。</p> <p>オ 数量集計表の様式については、国土技術政策総合研究所ホームページ「工事関連の様式集－土木工事数量算出要領・数量集計表」に掲載されているのでそれを活用すること。</p> <p>カ 建設副産物対策は、設計及び解析業務委託共通仕様書第1209条（設計業務の条件）の9に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書（建設リサイクルガイドラインによる。）を作成するものとする。</p> <p>キ 公開用成果品の作成にあたっては、北陸地方整備局との協議に基づき、不開示情報のマスクング等の措置を行うこと。なお、「紙」による報告書の提出は、北陸地方整備局と協議のうえ、決定する。</p>

No.	資料名	頁数	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
10	要求水準書(案)	12	第2章	2	(4)	使用する機器類について	BIM/CIM モデルの表示、編集に使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、BIM/CIM ガイドラインや『BIM/CIM モデル等電子納品要領(案)及び同解説』に掲載されているソフトウェアを参考に、事前に北陸地方整備局と協議して BIM/CIM 実施計画書に記載することとする。 (掲載 URL http://www.ocf.or.jp/CIM/CIMSoftList.shtml) <u>北陸地方整備局は、BIM/CIM 活用業務を実施する上で有効と考えられる関連業務の完成図書等は、積極的に事業者に貸与することとする。</u>	BIM/CIM モデルの表示、編集に使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、BIM/CIM ガイドラインや『BIM/CIM モデル等電子納品要領(案)及び同解説』に掲載されているソフトウェアを参考に、事前に北陸地方整備局と協議して BIM/CIM 実施計画書に記載することとする。 (掲載 URL http://www.ocf.or.jp/CIM/CIMSoftList.shtml)
11	要求水準書(案)	14	第2章	3	(2)	試掘調査	本工事は、情報ボックス(電線共同溝、道路管理用光ファイバーケーブル)の近隣工事であるため、電線共同溝(技術)マニュアル(改訂案)、情報BOX・施工マニュアル(案)に基づき、施工計画書の通信等設備事故防止計画には下記事項を記載するものとする。	本工事は、情報ボックス及び光ファイバーケーブルなどの近接工事であるため、電線共同溝(技術)マニュアル(改訂案)、情報BOX・施工マニュアル(案)に基づき、施工計画書の通信等設備事故防止計画には下記事項を記載するものとする。
12	要求水準書(案)	16	第2章	4	(3)	電線共同溝	なお、特殊部及び連系管については、以下にも留意すること。	なお、特殊部及び連系管等については、以下にも留意すること。
13	要求水準書(案)	17	第2章	5	(6)	占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	事業者は、詳細設計にあたり、前項の占用業者等と協議した上で引込管、連系管の設計を行うとともに、 <u>連系設備</u> ・引込設備の設計を依頼するものとする。	事業者は、詳細設計にあたり、前項の占用業者等と協議した上で引込管、連系管の設計を行うとともに、 <u>電柱所有者へ連系設備の設計を依頼・委託及び占用業者等へ</u> 引込設備の設計を依頼するものとする。
14	要求水準書(案)	35	第3章	4	(13)	電線共同溝工	イ 設計条件の確認 事業者は、電線共同溝管路の施工及び特殊部(小口板)製作等において、事前に <u>各電線管理者</u> に対し、設計図書に基づき設計条件の確認を行い、その結果を北陸地方整備局に報告すること。	イ 設計条件の確認 事業者は、電線共同溝管路の施工及び特殊部(小口板)製作等において、事前に <u>占用業者等</u> に対し、設計図書に基づき設計条件の確認を行い、その結果を北陸地方整備局に報告すること。
15	要求水準書(案)	35	第3章	4	(13)	電線共同溝工	ウ 委託契約 本工事のうち、引込管及び連系設備については、別途、 <u>電線管理者</u> に対し委託契約することを予定しているが、施工範囲及び工程調整等詳細については、北陸地方整備局の指示による。	ウ 委託契約 本工事のうち、引込管及び <u>連系管</u> ・連系設備については、別途、 <u>占用業者等</u> に対し委託契約することを予定しているが、施工範囲及び工程調整等詳細については、北陸地方整備局の指示による。
16	要求水準書(案)	37	第3章	4	(17)	建設現場における遠隔臨場	(オ) 費用 遠隔臨場にかかる費用については、 <u>技術管理費に積上げ計上する。</u>	(オ) 費用 遠隔臨場にかかる費用については、 <u>当初見込んでいないため、見積書の提出を求め、妥当性を確認したうえで計上する。なお、費用については、技術管理費に積上げ計上する。</u>
17	要求水準書(案)	40	第3章	4	(30)	情報通信光施設近接工事における切断等の事故防止対策	本工事は、情報ボックス(<u>又は電線共同溝、CAB、IRNなど</u>)及び光ファイバーケーブルなど(以下「情報通信光施設」という。)の近接工事に該当することから、以下のとおり施工し、情報通信光施設の切断、損傷などの事故防止を図らなければならない。	本工事は、情報ボックス及び光ファイバーケーブルなど(以下「情報通信光施設」という。)の近接工事に該当することから、以下のとおり施工し、情報通信光施設の切断、損傷などの事故防止を図らなければならない。

No.	資料名	頁数	大項目	中項目	小項目	項目名	訂正前	訂正後
18	要求水準書(案)	55	資料2			事業対象位置図	起点 富山市蜷川地先 終点 富山市黒崎地先	起点 富山県 富山市蜷川地先 終点 富山県 富山市黒崎地先
19	要求水準書(案)	56	資料3-1			事業対象区域図 (設計業務・工事業務)	起点 富山市蜷川地先 終点 富山市黒崎地先	起点 富山県 富山市蜷川地先 終点 富山県 富山市黒崎地先 ※事業対象区域を示す「車道(舗装)上り・下り各1車線」の着色を明瞭にする
20	要求水準書(案)	57	資料3-2			事業対象区域図 (維持管理業務)	起点 富山市蜷川地先 終点 富山市黒崎地先	起点 富山県 富山市蜷川地先 終点 富山県 富山市黒崎地先